平成２５年（フ）第６８号
群馬県前橋市問屋町１丁目５番地１　問屋町ビルグランドハイツ207号
債務者　塚越　澄子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７２号
群馬県渋川市行幸田18番地３
債務者　小松　宗徳
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７３号
群馬県前橋市下小出町１―19―５　レオパレスファミーユ107号室、住民票上の住所群馬県前橋市大利根町２丁目３番地８
債務者　池田　　剛
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７５号
群馬県前橋市大胡町73番地
債務者　千吉良清枝
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７８号
群馬県渋川市石原1222番地１　ぱすてるモーニングＢ棟105号
債務者　大畠惠美子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７９号
群馬県前橋市駒形町1206番地４　桜井貸家Ｃ号
債務者　萱嶋麻由子（旧姓清原）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８２号
群馬県前橋市西片貝町４丁目11番地７
債務者　宮﨑　和子（旧姓保科）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
群馬県前橋市天川原町１丁目14番地４
債務者　和田　由美
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４３号
群馬県高崎市城山町１丁目17番地11
債務者　一場　裕樹
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４９号
群馬県高崎市下小鳥町89番地６　第７小見ハイツⅠ―Ｅ号
債務者　宮下　雅弘
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５２号
群馬県高崎市中里見町902番地８
債務者　浅野タイ子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５３号
群馬県高崎市吉井町吉井川527番地４
債務者　黒澤　直子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５４号
群馬県高崎市金古町1696番地２
債務者　西畑　達夫
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５５号
群馬県安中市高別当100番地　並木団地53―１棟302号
債務者　大房　義雄
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５６号
群馬県安中市高別当100番地　並木団地53―１棟302号
債務者　大房　好枝
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５８号
群馬県高崎市昭和町64―３　ライオンズヴィラ201号、住民票上の住所群馬県前橋市川原町207番地11
債務者　加藤成太こと　金　　成太
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３５号
静岡県沼津市西間門576番地　駿河荘102
債務者　佐々木真由美（旧姓岩脇）
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
静岡県伊豆の国市長岡999―１　夢無限327号室、住民票上の住所静岡県賀茂郡松崎町石部74番地
債務者　土屋　隆祥
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係